

東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

東大和市公共施設整備基金条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市公共施設等整備基金条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 公共施設等の整備に必要な資金を積み立てるため、東大和市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- （1）前条の趣旨に適合する寄附金の額
- （2）一般会計予算で定める額

第3条第2項中「最も」を「、最も」に改める。

第4条中「東大和市一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- （1）公用又は公共用に供する用地を取得するための財源に充てるとき。
- （2）公用又は公共用に供する施設を新築し、増築し、又は改修するための財源に充てるとき。
- （3）公用又は公共用に供する施設に附属する設備を更新し、又は改修するための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。